

国民健康保険税の税率・税額・賦課限度額を改正

問町民課 ☎内線274

国民健康保険は被保険者が減少している一方で、一人当たりの医療費は増加しており、保険税収入が不足している状況にあります。必要な給付費から国民健康保険の税率・税額を算出し、表1のとおり改正しました。

(表1)

	医療分		後期分		介護分	
	改正後	改正内容	改正後	改正内容	改正後	改正内容
所得割	6.8%	+0.3ポイント	3.1%	+0.2ポイント	2.6%	+0.2ポイント
均等割	26,500円	+1,000円	14,500円	+1,000円	13,600円	+1,000円
平等割	21,000円	改正なし	—	—	—	—
賦課限度額	66万円	+1万円	26万円	+2万円	17万円	改正なし

国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の軽減判定所得

低所得世帯に対する軽減判定所得が表2のとおり改正となります。低所得世帯に対する軽減は、前年の所得の申告がないと適用されません。収入がない場合でも必ず申告をお願いします。

(表2)

軽減割合	軽減判定所得
7割	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下
5割	43万円+(30.5万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下
2割	43万円+(56万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下

世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乘ずる金額を改正しました。

・5割軽減：改正前29.5万円→改正後30.5万円 ・2割軽減：改正前54.5万円→改正後56万円

令和7年度保険税(料)決定通知の発送時期について

国民健康保険税は6月中旬、後期高齢者医療保険料は7月中旬に送付します。決定額は、同封の保険税(料)決定通知書をご確認ください。

納付には便利な口座振替を！

一度手続きをすれば、納付の手間が省けます。ぜひ、金融機関または役場本庁舎・国府支所でお申込みください。(お申込みの際には、金融機関の届出印をお持ちください。)

令和7年度介護保険料の決定通知の発送について

問福祉課 ☎内線302

年間の介護保険料の決定通知書は6月中旬に送付します。決定額は、同封の介護保険料決定通知書等をご確認ください。

特別徴収の方は、年金の受給額からの天引きとなります。普通徴収の方は、口座振替をご利用になるか、町から送付される納付書により、金融機関、コンビニエンスストア及びスマートフォン決済アプリで、お納めください。

固定資産(土地・家屋)の現況調査にご協力をお願いします

問税務課 ☎内線255

固定資産税の課税のため、随時、税務課職員による固定資産(土地・家屋)の現況調査を実施しています。

原則として、道路からの外観調査となりますが、必要に応じ、敷地への立入調査をすることがあります。固定資産の使用状況に関する説明や資料提供を求めることもありますので、ご協力をお願いします。

※税務課職員は、「固定資産評価補助員証」を携帯しています。

企業版ふるさと納税による寄付金をいただきました

問政策課 ☎内線205

株式会社サウスエージェンシー(代表取締役 奥平海翔さん)から、企業版ふるさと納税によるご寄付をいただきました。

いただいたご寄付は、本町が実施する働く人を応援するまちづくり事業のために活用させていただきます。

▶企業紹介

株式会社サウスエージェンシーは資金調達を必要とする中小企業や小規模事業者と資金調達を得意とする税理士や専門家を結びつけるエージェンシーです。

「すべてのビジネスをもっとスマートに」という理念のもと、企業の皆様が抱える様々な課題に、最新のテクノロジーを活用したソリューションの提供をめざしており、地域の一助となるよう、企業版ふるさと納税を行っています。